

## 議案第 28 号 令和 7 年度河南町一般会計補正予算(第 5 号)に対する 附帯決議

この度の議案第 28 号 令和 7 年度河南町一般会計補正予算(第 5 号)中、(款) 民生費(項) 社会福祉費(目) 障がい福祉費(節) 扶助費において、障がい者自立支援給付費 3 億円が計上されている。

理由として、利用者の自然増、特定の障がい者賃貸住宅利用者のサービス利用料の増との説明があった。利用者の自然増の要因としては、1. 病状の固定化 2. 家族の高齢化 3. 早期療育との説明であった。家族の高齢化により、今まででは家族の介護で生活できていた方がサービスを利用するようになったこと、発達過程に不安や疑問を持った親が専門機関に相談し、子どもの早期療育につながっていることは何も問題はない。しかし、特定の障がい者賃貸住宅の利用者のサービス料の増加は看過できない状況である。

本来であれば、障がい者施設に入居する場合は、以前に生活していた居住地がサービス料を負担する居住地特例が適用される。しかし、今回のケースでは居住地特例が適用されない施設であること。15 名の利用者中 14 名がもともと河南町に住んでおられない利用者であること。さらに、1 人の利用者につき国の基準の 3 倍となる 1 か月約 150 万円のサービスを利用されていることによって、このような多額の給付費となっている。これは、本町においても存続にかかる重大な事象であり、看過できない。

よって、議案第 28 号 令和 7 年度河南町一般会計補正予算(第 5 号)の障がい者自立支援給付費の補正予算を執行するにあたり、下記の事項について十分留意して取り組まれるよう、強く求める。

### 記

1. 居住地特例が適用されない施設を今後も同じように増やさないように対策を考えること。
2. 適正なサービスが提供されているのかの各施設へのチェック機能の新設及び強化すること。
3. 相談支援専門員が提出する利用計画書が適正であるかをチェックする機能の新設及び強化すること。
4. 上記の条件を適正に執行するために専門職の力を借りること。
5. 改善した結果は速やかに町民の代表である議会に報告すること。

以上、決議する。

令和 7 年 1 月 18 日

大阪府南河内郡河南町議会